

市民協働条例調査特別委員会

(平成25年11月21日)

○ 樋口博己委員長

おはようございます。

お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。時間となりましたので、市民協働条例調査特別委員会を開催したいと思います。

本日は、三平委員は所用で、山口委員は体調不良、川村委員は監査のほうで欠席ということで、3人欠席となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料の確認なんですけれども、まず事項書、資料1が先回の議論の要約です。資料2が、先回お約束いたしました前文の逐条解説の案です。資料3が、先回、第9条のことで、窓口のことでどういう表現をするかということで、改めて正副で整理をすることでしたので、改めての案をお示しするというものであります。

それでは、まず、資料1の先回のまとめたものを確認いただきながら、その上で資料2の前文の逐条解説についてご意見をいただきたいと思っておりますので、少し時間をとらせていただきますので、ご確認いただきたいと思ひます。

一度、逐条解説の案を事務局で読ませていただきますでしょうか。

お願ひします。

○ 岡田議会事務局主幹

解説のほうを読ませていただきます。

地方分権が進み、地域のことは地域住民が決定し、個性的で豊かな地域社会を築くことが求められています。四日市市は、地方自治の本旨に基づく市民自治を実現すべく、「四日市市市民自治基本条例（理念条例）」を制定、平成17年9月1日から施行し、市民、市の執行機関、市議会が、それぞれの役割に応じて連携、協働し、まちづくりに取り組んでいるところです。

市内では716の自治会組織があり、多くのまちづくりを支えていただいています。また、市民活動を行う団体は200を超え、地域に根ざした市民による活動は大きな広がりを見せています。

市民自治や社会貢献の意識の高まりによって始まった市民活動が公共の場で果たす役割は大きいものがあり、これを持続的に発展させるため、また、本条例は、市民自治基本条

例の基本理念である「市民自治の実現」を実効性あるものとするためにも、市民協働の促進を図るしくみを定める必要があります。そこで、本市では市民との協働を進めるためにこの条例を制定しました。ここでは、前文として条例制定の背景及び趣旨を定めています。

○ 樋口博己委員長

ということであります。

ご意見ございましたら、順次挙手をお願いしたいと思います。

○ 山本里香委員

感覚的なことですが、6行目のところで、段落が変わったところで、中段、多くのまちづくりを支えていただいていますという文章を、まちづくりの多くを支えていただいていますのほうが、固有名詞に対しての係り方のことを考えたりしたときに、まちづくりの多くを支えていただいていますのほうが平易かなという、そういう言葉を使って形容するときの状況がちょっと、多くを消してもいいとかも思ったんですけど、意味合いは今まで大きく貢献していただいていたということをここで記載したいというのであれば、まちづくりの多くを支えていただいていますというほうが平易かなという感覚的なものです。

それと、もう一件は、その上のところの、よくこれは行政の言葉の中で出てくるのですが、まちづくりに取り組んでいるところですよというのが、何々しているところですよとか、行政の方、答弁とかでもよくされるんですけど、すごくわざと客観的に言おうとしているのか、第三者的というか放りつけているというのか、そういうニュアンスが市民には、よく言われることなんですけど、何々しているところですよということは、自分たちの意思、積極性が足りないというか、そんなふうに捉えられる文章だと言われていまして、何もこれがまちづくりに取り組んでいます、だとおかしいのかなと思ったり、このところですよということについてはちょっと気になります。

そういうことで、絶対変えよとか、そういうことではないです。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

山本委員のご意見、そのとおりでなと思っておりますので、ありがとうございます。

取り組んでおりますと言われましたっけ、いますと言われましたっけ。

○ 山本里香委員

現在形であれば、います。

○ 樋口博己委員長

取り組んでいますですね。ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

前文というのは本文から条例制定の趣旨を説明するものであるもので、逐条解説は僕は要らないと思っているんです。ここに書いてあることはそのとおりなんですけど、あえて解説するほどのものじゃないと思うし、余り前文の逐条、逐条じゃないし、解説じゃないんじゃないかなと思っていて、このとおりですけど、これだったらないほうがむしろスッキリするんじゃないかなと、僕の場合は。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

内容はこのとおりだと、あえて必要なのかというようなご意見をいただきましたが、この点に関しましてはどうでしょうか。

○ 芳野正英委員

自治基本条例なんかでも前文に解説をつけていますし、通常の法律でも前文に解説をつけることはあることなので、私は別につけてもいいなと思います。より詳しく、前文では書ききれない部分を書いてあるというか、解説的な部分があるのでいいなと思うんですけど、その中であえて注文をつけようとする、自治基本条例にも入っていないし、協働条例にも入っていないんですけど、僕自身の感覚としては、協働を据えるときに地方分権の流れというのも一つあるんですけど、協働なので、市民が行政に頼り切らない姿勢をこれから出すべきだということを、市民側からの歩み寄りも書いたほうがいいのかというふうなのは思っていたんですね。前文にはなかなかそれは難しいので、解説でそこを入れていただくといいのかなという、ただ、それは僕が考えておるだけで、自治基本条例にもそういう姿勢は余り書いていないので、あえてここでそんなのを書く必要はないと言われれば

それまでなんですけど、もし皆さんがそこで共感を得られるのであれば、行政としてもこれから地方分権で市民の協働に持っていかなあかんし、市民も、今までは何でも行政におんぶに抱っこだった姿勢から、自分たちも1人の主体性を持ってやるべきだみたいなものがあるほうが僕はいいかなと思っているんですけど、もし加えられるならばそういうふうに、解説にでもあればなと思うんですけど。

○ 樋口博己委員長

解説に関しては、通常あることが多いのであっていいんじゃないかというご意見だと思うんですが、プラス、その市民が積極的に取り組むという歩み寄りのような文言も入れたらどうかというご意見をいただきましたが、この二つを含めて他の委員の皆様のご意見はどうでしょうか。

○ 中森慎二委員

豊田委員がおっしゃった部分のところですが、従前の議員発議の条例の流れからいっても、前文にも解説はつけていて、より詳しくなる分についてはいいのではないかなと思います。

芳野委員が今、おっしゃった部分について、解説の下から6行目、市民自治や社会貢献の意識の高まりによって始まった市民活動がというところがその部分を触れているのかなと思うので、さらにとということであれば、この部分の表現を少し強めるというようなことでカバーできるのではないかなというふうに思いますけどね。

○ 樋口博己委員長

下から6行目のところですね。市民自治や社会貢献の意識の高まりによって始まった市民活動がというところを少し丁寧に書き込んだら……。

○ 中森慎二委員

これが市民サイドから見た、行政任せではなくて市民みずからもというところにつながっている表現かなとは思いますが。

○ 樋口博己委員長

こういったご意見をいただきましたが、他の委員の皆様、どうでしょうか。

○ 伊藤嗣也副委員長

ちょっとよろしいですかね。

みずからの意思でというのもどこかにその辺のニュアンスを入れていただくといいかなというふうにずっと読んでいて感じました。どこにどう入れたらいいか、ちょっと今、思いつかないんですけれども、そういう市民がみずからというニュアンスが欲しいかなと思っています。

以上です。

○ 樋口博己委員長

芳野委員と方向性は同じということで、みずからの意思という文言をいれたらよいのではないかというようなご提案だと思います。

どうでしょうか、市民がみずから歩み寄るとか、意思とか、こういったもう一步踏み込んだ、市民から参画するというような意味合いを少し盛り込んだほうがいいのかというご意見が今、出ておりますが、こういった方向性で少し修正を加えるということによりよろしいでしょうか。

○ 小林博次委員

関連やけど、市民自身が自発的にやる。だから、市民自身がやっていく必要がある社会になったということやと思うんやわね。だから、そのあたりを少し解説してもらおうと、豊田委員が問題提起しているみたいに、それがなかったら上と下と一緒にやないのということになるけど、そういう意義が強調されれば、上で指摘できやんことが下で指摘されるわけで、円満に皆おさまると違うの。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

豊田委員、どうでしょうか。

○ 豊田政典委員

絶対なくせと言っているわけではなくて、皆さんの意見に賛同いたします。

○ 樋口博己委員長

そうすると、小林委員からご提案いただいた、この市民がみずからの意思で取り組むと、そういう社会状況になってきたという文言を入れることによって前文が必要となってくるというようなことで豊田委員もその方向性だということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

また、そうしましたら、この辺のところは少し盛り込んで、次回お示ししたいと思いません。

他に、また違った角度で。

○ 加納康樹委員

今の委員長のまとめの方向でぜひしていただきたいと思います。私もそれは賛同です。

あと、細かいことなんですけど、解説の2段落目のところで、716の自治会組織、200を超える市民団体という、数字をあえて入れてきたというところの意義、意図というところが何か委員長のほうであればご説明いただきたいなと思うんですが、私的には、716というのを言い切るってどうなのかな。当然NPO、市民団体のほうはよくわからないから200を超えというのは、それはよくわかるんですが、自治会の組織のほうも、それは、多分四自連さんの集計ではこういう数字なんだろうけど、自治会の中に、自治会を名乗っていないけどというふうなようなのも存在するような気もせんでもなくて、どんなものかなという、その辺の意図が、多少この辺の細かい数字を入れてきたというところに若干の違和感を覚えているので、ご説明いただければと思うんですが。

○ 樋口博己委員長

この辺のところは、地縁団体の皆さんが非常にしっかりと底辺で支えていただいているところでの数字だと思っておりますが、この716という数字の限定したというか、この数

字の積み上げのことに関しても私もきちっと把握していないんですが、この辺の716という数字の考え方について、理事者のほうでちょっと教えて、お答えいただけますか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次長の山下でございます。

この716という数字は、平成25年、ことしの4月の段階の自治会の数を入れさせていただいておるということございまして、現実としてこの自治会の数があるよということの意味合いだけでございまして、特にそんなに深く、これを入れてどうこうというのはないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員長

それこそ加納委員の発言では、数字がずばり載ることがどうかということはないと思っていますので、数字はなくてもいいのかなというニュアンスはしますが。

○ 加納康樹委員

なので、後々残るやつで、それでもう716と言い切るのであれば、細かい話ですけど、制定時点でというのか、何年時点でというのが要るのかなと思ったり、700を超えるでもいいのかなと思ったりというのが全く個人的な意見だけですので。716とうたっておいて、1年後で、どこかで単位自治会がふえて数字が変わったら、おらが新しいところが716に入っていないと、そこまで思わないんでしょうけれども、その辺のところでも多少数字に関して思っただけですので、あとはもう結構です。

○ 伊藤嗣也副委員長

関連よろしい。

○ 樋口博己委員長

どうぞ。

○ 伊藤嗣也副委員長

発言しようかどうか考えていたところなんですが、私も、実は加納委員のところではちょっとひっかかったんですけど、上の前文の4行目で自治会組織等とありますよね。私は、この等が、例えば地区社協とか、そのような地域団体、地縁団体というのも私の中では認識しておるんです。そうしますと、ここで自治会組織が716という数字をうたうことによって、この等がぼやけるといいますか、ちょっとわかりにくくなるのではないかというふうに思いますので、私も数字にこだわる必要がないというか、逆にちょっと心配な部分もありますので、ちょっと意見として。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

そうすると、この前文本文では自治会等という、自治会を含めて、周りのものを含めておるんだけど、解説の716というのはどんな表現をするといいですかね。どうですかね。

○ 伊藤嗣也副委員長

確かに自治会というのは中心的な役割を地域で担われておると思うのですが、この条例をつくっていくには、市民みずからが参画していく環境を整えていく。さまざまな市民活動、ほかの団体もここに200というふうにはうたわれておるわけですが、加納委員がおっしゃったように、いつの時点でというのを入れるのか、私は、自治会組織等の等の意味をここに入れ込む。例えば、自治会組織という表現が、例えば地域団体とか、地域組織とか、そんなのにしていく必要性も出てこうへんのかなというようなことをちょっと懸念しております、数字を入れることによって、自治会組織だけがというふうになってしまうのではないかと。

だから、等の意味を考慮するのであれば、数はちょっと、余り意味をなさないのではないのかなというふうに考えております。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

そうすると、例えば、700を超える自治会組織という表現でも、等というのはちょっと含まれないですよ、これ。

○ 伊藤嗣也副委員長

皆さんは、等の認識はどうなんですかね。

○ 小林博次委員

同じような感覚なんやけど、716の自治会組織があるんやけど、それが全部やっておるみたいな感覚なんやけど、実際には社協とか、副委員長が言われたそういうのがあって数をもっと多いと思っておるのやわ。だから、活動しておるのは自治会組織だけではないので、そのあたりの表現を、数字は抜いて、もうちょっと広がりがあるわけやで、婦人組織もあるわけやし、加えて下の200は多分NPOやと思うんやけど、そのNPOの組織を含めて市民活動なので、だから表現をちょっとその辺、数字を抜いたような感じの表現に、ただ、数字を抜くだけでは文章がうまくないので、その辺ちょっと修正してもらおうほうがいいかなと。

○ 樋口博己委員長

そうすると、その市民活動を行う団体は200を超え、これはこれで、これも含めてという。

○ 小林博次委員

いや、それは多分200かもわからんけど、だけど、それで切り離していくんやなくて、市民活動というのはそれも含めて、自治会もやるし、さまざまな活動を多分指すのを市民活動と言うておると思うんやわ。だから等のほうをもうちょっと。

○ 樋口博己委員長

わかりました。

そうすると、今、議論になっています、この市内では716のから、200を超え、地域に根ざした市民による活動は大きな広がりを見せていますというところ、この部分、全体を少し、言わんとすることはわかるけれども、もうちょっと誤解のないようにというような表現にしたらどうかと。

○ 小林博次委員

俺のところ抜けておるやないのと言われると。

○ 樋口博己委員長

そういうことですね。

わかりました。ちょっとそうしたら、これは、今のご意見を踏まえた上で少し文を、修正案を次回示したいと思います。

○ 中森慎二委員

よろしいですか。

その方向でいいと思うんですが、前文に副委員長がおっしゃった自治会組織等というものの定義が、定義というほどの大げさなものではないのかもわからないんだけど、解説ということなんだから、自治会組織等というものがどういうものなのかというのでいくと、この716という数字を入れるかどうかは別ですけども、自治会ですので、地区社協、あるいはほかはちょっと何かあるのかわかりませんが、そういうものが担ってきてもらっていたというのを解説の中に入れ込むということも一つの考え方ではないかと、それが解説の意味ではないのかなというふうには思うんですよ。ちょっと適切な表現がぴんと来ないんですが、そうしたほうが解説をつける意味があるのではないのかなと思うので、ちょっとご配慮いただいたらどうかなと思います。

○ 樋口博己委員長

具体的な団体を、こういうのがあるというような紹介をしたらどうかというようなことですね。ありがとうございます。

芳野委員が手を挙げてみえた。

○ 芳野正英委員

文章の話ですけど、この解説の下から5行目の最後のほうの、また、本条例は市民自治基本条例の基本理念であるという部分なんですけど、この本条例はという言葉を外した方が意味が通るのかなと思ったんですけど、要は、前半に市民活動を持続的に発展させるためと、市民自治の実現を実効性のあるものにするために、後半を見るとしくみを定める必

要がありますとあるので、ここに本条例を入れちゃうとちょっと文章が合わないかなと思っていて、この文章を丸々抜いたほうが意味が通るかなと。

○ 樋口博己委員長

どこまで抜くということ。

○ 芳野正英委員

本条例はという文字を抜くか、もしくは、この段落の一番初めに持ってきたほうがいいのかというふうに。本条例は、市民自治や社会貢献の意識の高まりによってという、主語なので、これ。冒頭か、ここを消したほうがいいのかという気がするんですが。

それで、述語は、仕組みを定める必要がありますになっていますから、本条例はというのを主語に置いてしまってもちょっと意味が通りにくいかなと思うと、全部消しておいて抜いたほうがすっきりする。

済みません、国語の添削みたいで申しわけないですが。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

この本条例はというのがこのままでいいのかという観点。これは冒頭のほうがよろしいですかね。下から6行目の、少し修正しますが、市民自治や社会貢献の意識の高まりによっての前に本条例はということでしょうかね。

○ 芳野正英委員

そうすると、述語の部分をちょっと変えて、市民協働の促進を図るしくみを定めるものですかですね。早い話が、本条例は、市民協働の促進を図るしくみを定めるものということになるので、冒頭に置くなれば、そういうふうにちょっと述語も変えておいたほうがいいのかという気がします。

○ 樋口博己委員長

5行目の、本条例はから始まって、下から3行目の市民協働の促進を図るしくみを定めるものですと終わるということですね。このようにさせていただいたほうがおさまりがい

いと思われまますので、このように修正させていただきたいと思ひます。

他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、ちよつと次回にご提案ということですがけれども、少し時間がありますので、早目に修正したものを改めて案としてメールボックスにでも出させていただきますので、また次回までにそれを見ていただひてご参照いただければと思ひます。

そうしましたら、資料3のほうの先回の宿題、もう一つの宿題でありました第9条のところですがけれども、これについては、事務局の清水副参事のほうから説明をお願いしたいと思ひます。

○ 清水議会事務局副参事兼課長補佐

失礼いたします。事務局からご説明いたします。

資料③でございます。

こちらにつきまして、地方自治法上でございますが、普通地方公共団体の長に専属する条例の制定としまして、地方公共団体の長の内部組織の設置及びその分掌する事務について条例で定めることとされております。これが地方自治法上の規定でございます。

内部組織に関しましては、条例で定めるとされておひまして、この組織の設置について条例で定める場合、提案権は長にしかないということでございます。これがまず自治法上の前提でございます。

今回につきましては、当初案に部署を設置するという文言がございました。これにつきまして、議員提案という観点から少し懸念があるということもござひまして、再度執行部の法制と調整いたしました。これが修正案でございます。修正案を見ていただきますと、窓口を置くとともにということに改めておひます。

こちらにつきまして、この第9条について、事務局と正副委員長と調整いたしまして、案として改めてお示ししておひます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

先回、修正案としてご提示したのは、窓口を明確にするというような表現をご提案しましたが、やはりこれが少し、さらに明確にというか、さらに踏み込んだほうが良いというようなご意見でしたので、今回の窓口を置くというような表現を提案させていただいております。これにつきまして、委員の皆様からご意見はどうでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

今の清水副参事が説明していただいた提案権は長にしかないという話の部分で言うと、窓口を置くという部分では抵触しないと判断していいの。

○ 清水議会事務局副参事兼課長補佐

特に当初条例案の部署という文言、こちらが組織をあらわすというところから、こちらは削除させていただいて、窓口を置くという表現でどうかというところで法務とは調整いたしました。置くという表現については問題ないというところでございます。

○ 樋口博己委員長

よろしいですか。

○ 豊田政典委員

前回の議論で明確にするよりもより踏み込んだという流れはそうだと思うんですけど、窓口を置くって何ですかというのが一つ。窓口を置くという意味がよくわからないのと、長の権限に抵触するなんて言い出したら、ほかの条文も幾つもあると思うんですよ。例えば、財政的支援に努めるであるとか、市民協働の促進委員会を置くとか、これだって長の権限だと思うんですよ。だから、そのいちゃもんはおかしいなというのがもともとあって、それが一つ。

窓口を置くという意味はよく理解できない。部署を置くとは全然違いますよね、多分。だから、僕は、部署を設置するという当初条例案で何ら問題はないと思うんです。前回から思っていましたが、今回言います。

○ 樋口博己委員長

豊田委員からはやはり部署という文言が必要ではないかと。ほかにも財政的支援というところでも確かに市長の専権事項について踏み込んでいる条項もありますので、これは考え方の違いというか、これがどちらにもあると思うんですが、確かにそういう部分もありますので、この辺につきまして、他の委員の皆様、どうでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

今、豊田さんの発言の中で、ほかにも抵触しているんじゃないというご心配を持っているみたいだけど、そうすると、この中に幾つかあるとするならばどういうところがあるのかと、また、今までなかったの、ここでちょっと一遍示してもらえんやろうか、心配される部分。

○ 加納康樹委員

豊田委員のほうからはそういうご指摘なんですけど、私は、法務あたりと全部さらってみたらこの部署を設置というのがひっかかってきたということは、ほかは法務的に抵触はしない、うまいふうに切り抜けているというのか、すり抜けた表現になっているんだろという、私はそういう認識でいたんですが、本当にひっかかるところがあるのかなというふうに、逆に私はそう思っているんですが。

○ 樋口博己委員長

この辺のところ、逐条解説を今から準備してまいりますので、そこでこれ、条例文が全てコンクリートされたわけではございませんので、逐条解説を作り上げていく中でそのチェックもかけていきたいと思っておりますので、その辺で改めて皆さんにご意見を賜りたいと思っております。

○ 中森慎二委員

基本的に、条例というのは執行権に及ぶ話だと思うんですよ。だから、議員発議というのと市長提案というものの違いの中で、でも、もし執行権が全く及ばない条例やったら意味がない話じゃないかなと僕は思うので、その触れ方とかさわり方というのはいろいろ表現はあると思うんだけど、基本的にはそういうところにあるものだと僕は思うんですけど

ね。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

議員発議で、提案だから、あえてニュアンスとしては踏み込むものであるというようなことを確認いただいたんだと思いますが。

どうでしょうか、他の委員の皆様。

○ 笹岡秀太郎委員

じゃあ、それを無視してもし条例を設置するとなると、例えば部署を設置するとか、いわゆる提案権を侵していると思われる部分もあえて表記してつくったとすると、例えばどうなるの、自治法で罰せられるの。

○ 清水議会事務局副参事兼課長補佐

罰せられるといったところの規定はございませんけれども、違法性が高くなるということもございますので、今回、こういったところで修正案を示しておりますが、最終的には議員提案で条例を出されて、それに対して長側からの修正ということは可能性としてはあるかと思います。

○ 笹岡秀太郎委員

手続をしていく中で修正を理事者ができるというふうに理解していいの、そういうこと。

○ 清水議会事務局副参事兼課長補佐

条例でございますので、最終的には長が公布するということから修正というのはあり得るということでございます。

○ 小林博次委員

だから、そういうふうにならんように条例づくりのときに行政側と打ち合わせをしてやっていくわけやから、結果としてはできたもので通っていく。

これ、修正案も原案も見ていても、響きとしては同じやがなと見られるんやけど、ただ、

運動の背景からいくと、今までの行政側の窓口対応ではもう限界やと思っているんです。ですから、もう一つ市民活動を起こして、行政側で今までやっておったものも含めて市民活動の側でやれるような、そんな条件整備をしていかなと対応し切れやん時代にもう入っているのかなということになると、新しい窓口をきちっと置いてほしいと、こういう要望をすべきやと思うんやわね。だから、軸としてどうするのかというのをちょっといまいちようわからんけど、別に、ちょっと響きが置くではいまいちやなと思っておるのやけどね。それでもええですけど。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

現時点の、きょうの正副案をご提示させていただいた段階で、法制のほうとの、事務局との詰めであります。この部署まで踏み込むというような議論がちょっと想定もされておりましたので、それはどうかというところで少し検討はしたんですが、こうなると、要するに、法制から市長なり副市長なりとの調整が必要だということでありましたので、ちょっときょうまでにはその辺の調整をする時間がありませんでしたのでここまでの提案ということにさせていただきました。

先ほど清水副参事からもありましたとおり、最終的には、市長から提案ということになりますので、その詰めもさせていただきますが、どうしましょう。きょうの時点ではどうさせていただきますらよろしいですか。

○ 芳野正英委員

前のときにあったのは窓口を明確にするとかという表現じゃなかったですか、たしか。

○ 樋口博己委員長

先回は窓口を明確にする。

○ 芳野正英委員

それは、なぜそれを入れずにこっちの置くというふうにしたんでしたっけ。明確にするというふうだと、その部分が既存の部署でここだというふうにしても明確になりますし、新しい部署を市長が判断して置くこともできるしということになるので、僕は、前回の提

案であった窓口を明確にするというのはいいい、ちょうど順当な表現かなと思ったんですよ。

○ 樋口博己委員長

明確にするよりも、さらに強い文言というような全体のニュアンスでしたので、今回、置くという表現を使わせていただいたんですが。

○ 芳野正英委員

強いというやつね、それはそうだ。

○ 樋口博己委員長

その辺のところ、皆さんの合意形成ができればと、ニュアンスとしては、ここの部分の逐条解説を述べていけば恐らく協議できると思うんですが、文言としての表現が少し議論の余地があるかなとは思っております。

他の委員の皆様、どうでしょうか。

○ 芳野正英委員

もう一つ補足で言うと、さっき清水副参事がおっしゃっていた違法性があるというのはちょっと解釈が違うなと思っていて、要は、ここで書いたことによって、例えば、市長が本当に部署を置いたとしても、それは市長の判断なので、その置かれた部署に対する違法性は全くないと思うんですよ。要は、部署を設置すると書いて、市長がそれをそのとおりに設置しなかったときに、この条例をもとに設置しようと言えるかどうかという論点だと思うんですよ、ここで今問題になっていることは。

だから、その部分で、例えば、僕はここに記載したとしても別に侵すものではないし、僕は1番は設置するのままでいいと思っているんですよ。それで、設置したからといってその部署が違法性を持つわけではないので、市長が、それは条例に基づいてやったらいいだけですし、やらなかったとしても、設置の権限は市長が持っていますから、条例には書いてあるけど、そこまでは議会からは言えないというだけの話なので、書くことは別に問題ないと思うんですけど、あえて市長側も、そういう部分を課させたくないというのであれば、表現をやわらかく明確にという事前の案でもいいかなというふうには思いますけど。

本来なら、別にこれは設置すると書いてもおかしくはないと思うんですけど。

○ 樋口博己委員長

芳野委員からのその辺のところ、どうですか。

○ 清水議会事務局副参事兼課長補佐

組織の設置に関する条例の部分で、それは長に専属するというところで、部署を設置するという議員提案を行うというところに違法性があるのではないかというところですので、今おっしゃっているように、最終的に部署を設置するとして、長がその組織を設置するしないというところの点、そういったところもございますが、部署という表現はできたら議員提案の条例の中で抜けたらというところ、違法性というのはその部分なんですけれども、そういったところでの修正案です。

○ 中森慎二委員

芳野委員も言われていたように、私も、例えば部署を設置するという条例を議員発議で可決したときに、これを市長が担保するかどうかというのは条例違反になるのかどうかを市長が問われるだけのことであって、そのために理事者の皆さんも入ってもらっていて協議をしているわけで、前段として、この修正案の総合的な窓口を置くという中身の行為の目的地と、総合的な窓口となる部署を設置するという条文の到着点が大きく違うのかどうか。違わないのであれば何も問題はないと思うし、そこら辺のところは理事者としての認識はどうなんですか。

これ、逃げているから、例えば既存の窓口にちょっと1人ふやせばいいんだというような感覚をお持ちならば、我々の思っているところとかなりギャップがあるので、譲れないところも逆に出てくるんだけど、そこら辺のところなんじゃない。

○ 前田市民文化部長

基本的には、これから市民協働の推進ということになってくれば、市の側でもそういうサポート体制というのを強めていかならん部分が出てくるというふうに考えていまして、やはりそういう窓口の必要性ということについて、こういう中で一つの定めが出てくるのであれば、当然、市としてもそういう体制を組んでいくということになるのではないかと

いうふうには思っております。

ただ、今回の議論は、議員提案でなされる場合に、組織を明確にするような言葉が、適切ではない、違法性があるのではないかというような議論ですので、着地点については、ほぼ同じような考え方のもとには私はあるのではないかと、市民文化部としてはそのように思っております。

○ 中森慎二委員

そうすると、今の市民活動に対する窓口は総合的なものになっていないし、十分ではないと。ただ、この条例が制定された以降についての窓口の充実というものは基本的に思っているし、その原案であるような部局を設置するという方向のもの意識については変わらないと、そういう意識でいいの。これは長の決裁があるかどうかは別にしての話ですけど、担当部局の意識としては。

○ 前田市民文化部長

ちょっとどういう組織の形がいいかどうかまだ議論していませんけど、基本的にそういう、これからやはり市民力を高めていくようなことに対しての市のサポートをするような組織体制というのはしっかりと、それをもうちょっと明確にして、体制的にも強化するという必要は必要になってくるというふうに思っております。

○ 中森慎二委員

それなら、その辺のところのニュアンスを逐条解説に入れて、委員長が示していただいた修正案ということでも私は了としたいと思いますけれども。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

ただいまの理事者のほうで意思の確認をいただいたんですが、しっかりと条例制定後には専門的な窓口を設置する考えであるという明確な答弁をいただいたと思っておりますが、その上で皆様の文言についてのご意見としてはどうでしょうか。

今、中森委員からは、窓口を置くという今回の案でということによろしいんですか。

○ 中森慎二委員

その辺ところの背景も逐条解説にちょっと織り込んでいただくということ。

○ 樋口博己委員長

逐条解説にしっかりと盛り込むということの上でのこの文言ということになりますが、
どうでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

恐らく字句で表現をすると問題が出てくる可能性があるので、今、中森さんが整理された到達点と同じであるというところの認識がとれておるのであれば、逐条解説のところ整理するという、それで方向性としてはええんじゃないかなと思うんですけど。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、条例の文言としては、今回ご提案させていただいた、市民活動の総合的な窓口を置くという表現でまずは合意がとれたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、第9条に関しては、この文言でいかせていただいて逐条解説でしっかりと書き込むということで、これも年明けのタイミングでご提案させていただきますので、しっかりと到着点は同じだというようなことを書き込んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

それで、ちょっと今後のスケジュール的な、こちらの作業の都合もありまして、きょうの議論の項目としてはここまでなんですけど、次回、事項書をごらんいただくと、明年の1月23日、10時からとなっております。この1週間程度前に逐条解説を皆様にお示しさせていただきますので、1週間程度でご確認いただいて、この1月23日に臨めたらなと思っております。

この逐条解説、途中で小出しというわけにもなかなか難しいので、きょうの会議としては、これまでとさせていただきたいと思っておりますが、このような進め方で先回も確認をさせていただいておりますが、何かご意見ございましたら。

○ 芳野正英委員

きょうは、もう終わるってことですか。

○ 樋口博己委員長

はい。

○ 芳野正英委員

財政的支援の豊田委員がずっとこだわっている部分の整理はどこかでせなあかんもので、その議論をしておいたほうが、早目にしておいたほうがいいのかなと思って、きょう川村委員は見えないのでできませんけど。

○ 豊田政典委員

そうしていただければありがたいんですけども、逐条解説で議論できるんじゃないかと思うんですよ。できへんかな。

○ 芳野正英委員

いや、できる。

○ 豊田政典委員

ここで新たな年を迎えて、新たな気持ちで始めますか。

○ 中森慎二委員

豊田さんの意見で賛成で。

それで、あと、今後の進め方の中で、逐条解説の提案をいただくというのは委員長、どこまでとお考えですか。次回、全部……。

○ 樋口博己委員長

次回全部です。

○ 中森慎二委員

全部、そうですか。わかりました。ちょっと心配しました、済みません。

○ 樋口博己委員長

全部ご提示したいと思っておりますので少し時間をとらせていただいております。きょう、ほかの逐条解説も議論できればよかったです、小出しだとさまざまな、結構いろんな全体の議論に及ぶかと思っておりましたので、あえて本日は前文の逐条解説だけにさせていただきます。

○ 小林博次委員

そっちのほうが難しいで。

○ 樋口博己委員長

だと思っております。できる限り今までのご議論を踏まえたような文言にしようと努力してまいりますので。

芳野委員、よろしいでしょうか。

○ 芳野正英委員

いいです。

○ 樋口博己委員長

財政的支援、確かに課題だと思っておりますので、具体的な文言をお示しさせていただいた上でご議論いただいたほうが議論しやすいかなと思っておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

なければ、きょうの議論はここまでと……。

○ 小林博次委員

市民活動に対するさまざまな金銭的支援が今までもあるやろうと思うので、大体総額どのぐらいになっているのか、ちょっと資料があればください。

○ 樋口博己委員長

理事者の皆さん。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

以前にも、委託料とか、あと補助金等のお示しをさせていただきました資料の最新版を、また次回、そうしたら提出させていただきます。

○ 樋口博己委員長

よろしくをお願いします。

他に資料請求がございましたら、よろしいですか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

次回の日程は、平成26年1月23日、10時からということになっておりますので、その次の予定をご相談させていただきたいと思います。

案として、明年の2月6日の木曜日10時、もしくは平成26年2月10日月曜日、13時30分。ちなみに、この10日の月曜日は飛び石連休の合間になっておりますので、狙い撃ちはあれですので二つ提案させていただいて、2月6日の木曜日、10時からということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

皆さんのさまざまな予定の中で、ここしか具体にあいていなかったということですので、よろしくをお願いします。

それでは、これで終了したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

それでは、きょうは1時間前後でありましたが、本日の市民協働条例調査特別委員会を閉会したいと思います。

お忙しいところご参会いただきまして、ありがとうございました。

10 : 53 閉議